令和6年度 天童市雇用促進事業費補助金

<u>◎天童市内で新たに事業を始めるにあたり、新規に正社員を雇用した中小企業者を</u> 対象に補助金を支給します。

- 〇次の中小企業者(中小企業者に類するものを含む。市が整備した工業団地又は産業団地の区域内に限り大企業を含む。)が制度の対象です。ただし、操業、増設等は令和2(2020年)年4月1日以降のものとします。
- ・市内で新たに操業した企業又は商店等
- ・市内で新たに工場等を増設、移転した企業
- ・市内で新たに店舗を増設、移転した商店等 ※商店等の店舗面積は1,000㎡未満で、フランチャイズ店は除きます。
- 〇申請の時点で雇用期間が6か月を経過した新規正社員の人数に応じて、補助金を 交付します。

ただし、新規正社員は、雇用時に本市に住所を有する方、又は雇用後おおむね3 か月以内に本市に住所を移した方となります。

- ※正社員とは、期間を定めないで直接雇用される正規社員のことで、派遣、臨時、パート等の非正規社員を含みません。
- ※今年度の申請は令和6年9月30日までに雇用された方(操業、増設等から1年6 か月以内の雇用であり、申請日時点で継続して勤務している方)が対象です。
- ※代表者又は役員の2親等以内の親族は対象になりません。
- ○助成額は、新規に雇用する正社員1人につき20万円です。 ただし、市外に居住していた方が雇用後に天童市に住所を異動(雇用後おおむね 3か月以内)した場合は10万円です。
- 〇申請は随時受け付けておりますが、手続きに時間を要するため、事前に電話で御 相談ください。提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

※注意事項

- (1)補助上限額は1事業所当たり300万円(市が整備した工業団地又は産業団地の 区域内に限り1,000万円)であり、同一の正社員について2回以上の申請は できません。
- (2)事業者は次の条件すべてに該当する必要があります。
 - 本社又は事業所が本市に所在していること。
 - 事業主都合の解雇実績(申請時点の予定を含む。)がないこと。
 - 市税等を滞納していないこと。

≪申請・お問合せ先≫

天童市 経済部 商工観光課 商工労政係 〒994-8510 山形県天童市老野森 1-1-1 TEL 023-654-1111 (内線 224) FAX 023-653-0744

E-mail shoukou@city.tendo,yamagata.jp

6

提出書類

- (1) 交付申請書
- (2) 事業内訳書
- (3) 雇用期間が6ヶ月以上経過し、現在も継続して勤務していることが分かる 出勤簿の写し
- (4) 住民情報の閲覧に係る同意書(社員本人が署名捺印)
- (5) 賃金台帳の写し
- (6) 雇用契約書の写し
- (7) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業所通知用)
- (8) 納税証明書
- (9) 直近1期分の決算書類(開業届・売上台帳等)
- (10) 工場等の位置図・平面図
- (11) 会社概要
- (12) 通帳の写し(見開きのページ)